

感動産業特区 うるま市 まんまうるま

本場の本物が魅せる、
本気のエイサーまつり

第21回 うるま市
エイサーまつり

2026年
9月19日(土) 20日(日)
安慶名十字路～琉球銀行具志川支店
(県道75号線) ※交通規制/14:00～22:00
主催/うるま市エイサーまつり実行委員会
交通規制・シャトルバス・プログラムなど
まつりに関する詳しい情報はHPをご覧ください。

9月20日(日)は石川多目的ドームにて同日開催!
「まんまうるまDAY 闘牛カーニバル」

第21回うるま市エイサー まつり出店要綱

主催：うるま市エイサーまつり実行委員会

募集期間：令和8年8月18日(火) 開始
令和8年8月31日(月) 終了

出店事務局：株式会社KEILINER 担当：鈴木
TEL: 070-4446-3878 FAX: 098-963-4899
対応時間：平日 10時- 17時

■実施概要

●まつり実施方針

青年会による情熱あふれる演舞が伝統の継承を担い、「本場の本物が魅せる本気のエイサーまつり」が「人が輝き、地域のありのままが、感動を生むまち」を創造する。また、うるま市が誇る感動コンテンツ「エイサー」を通じ、地域の魅力を力強く発信し、観光誘客と経済活性化を図ることを目的とする。

●まつり実施概要

<名 称>：第21回うるま市エイサーまつり

<日 程>：令和8年9月19日（土）・9月20日（日）

<開催時間>：17時～21時（両日）

<会 場>：県道75号線（安慶名十字路～琉球銀行具志川支店区間）
うるみん・地域交流センター

●主 催：うるま市エイサーまつり実行委員会

●共 催：うるま市青年連合会・うるま市・株式会社 沖縄タイムス社

●後 援：うるま市議会、うるま市教育委員会、うるま市観光物産協会、うるま市商工会
うるま市文化協会、うるま市青少年健全育成協議会、うるま市女性連合会、
うるま市自治会長連絡協議会、うるま市老人クラブ連合会（順不同）

●特別協賛：沖縄サントリー株式会社

●来場者見込数：1日目（3.5万人）・2日目（6.5万人）（第20回実績）

●青年会出演数：市内11団体（予定）

●出店に関する問い合わせ先

株式会社KEILINER 担当：鈴木

TEL: 070-4446-3878（対応時間：平日10時-17時）

■ 販売商品について

特記事項.1（販売飲料のメーカー指定および制限）

本まつりにおいて出店者が販売するビール、ジン、ハイボール、酎ハイはサントリー（サントリー株式会社）の製品に限定するものとする。

出店者が販売する生ビールおよび樽ハイ（サワー）等のサーバーから提供するアルコール飲料についても、サントリー製品に限るものとする。

ただし、上記以外のアルコールカテゴリー（泡盛など）は指定の対象外とする。

清涼飲料などソフトドリンクについてはサントリー（サントリーフーズ株式会社）の商品を推奨とする。

特記事項.2（飲料の仕入れ方法）

会場で販売する飲料は、すべて仕入先の酒屋を通じてサントリー商品を注文・購入しなければならない。

特記事項.3（指定飲料の販売価格）

会場で販売する指定飲料は、600円（税込）以上の販売価格で販売を行うこと。

特記事項.4（違約罰およびペナルティ）

実行委員会および巡回スタッフは、まつり期間中、出店ブース内の販売商品および在庫の確認を行うことができる。

指定メーカー（サントリー）以外の飲料、または指定業者以外から仕入れた飲料の販売・保管が発覚した場合、実行委員会は出店者に対し、直ちに該当商品の撤去、または営業停止・退去を命じることができる。

前項の規定により退去を命じられた場合、出店料の返還は一切行わない。

また、当該出店者は次年度以降の本まつりへの出店資格を失うものとする。

■ 出店概要

1. 総則

- (1) うるま市エイサーまつりの出店に関する一切の事項は、この要綱による。
- (2) 出店業者は、この要綱を厳守しなければならない。
- (3) うるま市エイサーまつり実行委員会（以下「主催者」という。）は、出店業者がこの要綱に反する行為を行った場合は、その業者に対し、営業を停止し、退去を命ずる事が出来ることとし、該当出店業者については次回からの出店は一切認めない。
- (4) 主催者が定める感染症対策に関する運営には従い厳守をすること。
- (5) 市、または県の定めるイベント開催基準に準じた出店を行うこととする。

2. 出店基準・条件

- (1) うるま市事業者を優先とする。
うるま市内事業者であることの確認書類：**営業許可証**を基準とする

＜営業の種類が「**飲食店**」の場合＞

営業所の所在地 に記載の住所が「うるま市」であること。

＜営業の種類が「**飲食店営業（簡易営業）**」の場合＞

申請者住所 に記載の住所が「うるま市」であること。

＜うるま市外の事業者の場合＞

募集期間終了後、うるま市内の出店者で枠が埋まらなかった場合のみ
案内をするものとする。市内の事業者で出店枠がなくなった場合は、出店が出来ないものと理解し応募を行うこと。

- (2) 身分証明書に記載の住所が営業許可証の「申請者住所」と一致する住所であること。
身分証明書と認めるものは「運転免許証」等、公共性があり**住所記載**があるものを採用とする。
- (3) 法令等により許認可を必要とする業種の場合は、その許認可を受けていることとし、当日は営業許可証（原本）を掲示すると共に営業にあたっては関係法令の記載事項を順守すること。
- (4) 公序良俗に反する出店は一切認めない。
- (5) 保健所の許可を必要とする業種(飲食関係等)で許可証のないものは出店を認めない。

■ 出店概要

- (6) 指定された場所を他人に転貸し、または目的外に使用してはならない。
- (7) 不正な価格で物品を販売してはならない。また全ての商品に販売価格を表示すること。
- (8) 店舗前の見やすい場所に必ず商号を表示すること。
- (9) 実行委員会が交付する出店許可証を必ず見やすい場所に掲示すること。
許可証なきものの営業は一切認めない。
- (10) カセットコンロ及び木炭の持ち込みを**一切禁止**する。※予備としての持ち込みも禁止する。
- (11) 発電機及び燃料の持ち込みは禁止する。電気を必要とする場合は、
KEILINERに事前申込みを行うこと。(料金：1kWhあたり3,500円)
- (12) 全ての出店業者は、消防の指導のもと**基準を満たす消火器を必ず準備**すること。
- (13) 飲食物を取り扱う業者は生産物賠償責任保険(PL保険)または食品営業賠償共済保険に
必ず加入すること。(証券等の写しを提出すること)
又、自動車保険証(任意保険)の写しも提出すること。
- (14) 物販・ゲーム、遊具を取り扱う業者は施設賠償責任保険に必ず加入すること。
(証券等の写しを提出すること。)
- (15) 飲食物を取り扱う業者は、特に商品の品質管理、衛生管理を十分に行うとともに、
保健所の許可が必要な業種については必ず保健所の許可を得ることとし、まつり当日は
保健所並びに衛生指導員の指示に従うこと。万一食中毒等が発生した場合、出店業者は
自らの責任でもって適切な対応をすることし**主催者は一切責任を負わない。**

●沖縄県中部福祉保健所 ☎ 938-9787 沖縄市美原1-6-28

■ 出店概要

- (16) 物販・ゲーム等の出店において、他者に危害を与える恐れのあるもの
(エアガン・レーザーポインター等)、及び会場を汚損するおそれのあるもの
(パティスプレー等) について、商品及び景品として取り扱うことや、
現金又は金券を商品及び景品として取り扱うことを禁止する。
※発覚次第、営業停止、所轄警察署に通報する。
- (17) 営業に伴い、盗難及び危険防止等の管理を十分に行うこと。万一損害を被った場合でも
主催者は一切責任を負わない。
- (18) 申込以外の物品等を新たに取り扱う場合は、前もって届出その承認を得ること。
- (19) まつり期間の途中で引き上げる場合は、必ずその旨を出店事務局に連絡すること。
連絡なき者は次回からの出店を認めない。
- (20) 店舗周辺の清掃は随時行うこと。
- (21) うるま市指定ゴミ袋を必ず使用すること、出店業者で必要分をあらかじめ準備すること。
※事務局での販売は行わないものとする。
- (22) 出店管理者の指導のもと、営業終了時間には販売が終了するように販売列を管理する
人員を必ず配置し時間を厳守すること。
- (23) まつり日程終了後、出店場所・出店周辺の清掃作業を行い原状回復すること。
令和8年9月21日（2名）参加のうえ出店者を集めた清掃活動を行います。
参加出来ない場合は清掃補償料は返金が出来ません。
- (24) 暴力団との関わりがないこと。暴力団に指定場所を転貸しないこと。暴力団員を出店に
従事させないこと。この事項に違反した場合は、即刻撤去し、撤去させられても異議を
申し立てないこと。

※上記内容に違反があった場合、出店管理者により、
即時販売中止を指示できるものとする。

■ 出店概要

4. 出店日時・営業時間

出店日：令和8年9月19日（土）・20日（日）

出店場所：安慶名団地近隣 特設会場（うるま市安慶名1丁目8-1）
地域交流センター（うるま市安慶名2-2 1 1）

営業時間：16時（開始予定）21時（販売終了）

（1）販売開始は出店事務局の合図を持って行うこと。

予定時間だからといって勝手な販売開始は一切認めない。

（2）**21時に販売を完全に終了をしていること**。購入者列は時間までに販売終了が出来るよう、出店者で管理を行うこと。万一、21時以降に営業を行っていることが発見（発覚）した場合、翌日まつりがある場合は出店を停止とし、次回からのまつり出店を認めない。

（3）21時以降は定められた範囲内（60w～100w電球10個まで）で店舗の照明を落とし、速やかに閉店準備を行うこと。**閉店業務に支障が出ると言った理由での照明の使用は認めない**。定められた範囲で閉店業務が出来るよう予め準備をすること。

（4）発電機の電源は23時に落とすこととする。電源を落とした後の金銭管理及びパソコン等の機材管理は十分に行うこととし、万一、紛失・故障等があった場合でも主催者及び出店管理者は、一切責任を負わない。

※住宅地のため23時以降の撤収は認めない。

■ 出店概要

5. 出店に必要な費用

(1) 出店料（本まつり2日間分）

No.	出店料	75,000	75,000	75,000
1	市内事業者の場合		-10,000	-10,000
2	うるま市商工会または観光物産協会会員			-5,000
振込料金		75,000	65,000	60,000
別途	清掃補償料金	20,000	20,000	20,000

※清掃料は出店説明会時に徴収します。 単位：円（税込）

※うるま市商工会会員・うるま市観光物産協会への加盟状況は令和8年度の会費支払を各機関へ照会をかけたのちに出品料への適応をいたします。

(2) 清掃補填料について

こちらの料金はまつり開催後、美化活動を行うための費用として一度徴収をさせて頂きます。定められた清掃活動に参加を頂ければ9月21日（月）の活動後に現金でお返しいたします。

2万円/1出店者徴収いたします。

9月21日（月）2名参加をした出店者は清掃補填料を返金する。

(3) 電気使用料、1店舗あたり、3,500円/1kWh徴収いたします。

※事前に申し込みをすること。電気の使用量に応じてまつり期間中に精算。

※申請以上の電気使用があった場合出店管理者の指導にしたがい、追加料金の支払い等必要な対応をすること。

(4) 営業許可証の取得、振込手数料等の費用は出店者の負担とする。

■ 出店概要

6. 出店形式

- (1) 一店舗当りの大きさは、最大 5.4 m × 3.6 m (6坪) を以内とする。
テント及び販売に必要な備品は出店業者自ら持ち込むこと。
- (2) 出店エリア外への看板等の露出は出来ないものとする。また、高さ、仕様において危険が伴うものや他の店舗に干渉をすると判断される装飾品は主催者の判断で撤去を求めることが出来るものとする。

7. 出店申込

受付期間：令和8年8月18日（火）～ 令和8年8月31日（月）

申込先： 株式会社KEILINERに（FAXまたはMAIL）にて申し込むこと。

FAX：098-963-4899 MAIL: s.suzuki@keiliner.com

TEL：070-4446-3878 （平日10時-17時）

提出書類：出店申込書※**原本は出店説明会時に提出すること。**

営業許可証の写し

身分証明書の写し（申請者住所と一致するものに限る）

生産物賠償責任保険（P L 保険）または食品営業賠償共済保険の写し

搬入車両の自動車保険（任意保険）

- (1) 申込受付期間内はいつでも申込ができる（先着順ではない）
- (2) 他人の商号または名義を借りて申し込むことはできない。
（名義人（申請者）と出店者が同一でなければならない。）
- (3) 申込後のキャンセルは不可とする。

メールまたはファックスにて申し込んだ後、必ず出店事務局へ資料が届いているか確認の電話をしてください。

■ 出店概要

7. 出店説明会・抽選会

日時：令和8年9月3日（木） 開始18時30分 ～ 19時30分

場所：うるま市健康福祉センター うるみん（3階大ホール）

住所：〒904-2214 沖縄県うるま市安慶名1丁目8-1

- （1）**申込者が**必ず出席する事。欠席の場合は、申込を取り消す。参加者は2名以内。
- （2）申込数が定数を上回らない場合は、出店場所のみの抽選を行う。
- （3）**申込数が定数を上回った場合は、市内業者を優先した上で出店の可否と出店場所の抽選を行う。**
- （3）出店場所の決定後に出店許可証を交付する。
- （4）出店同意書に署名をし提出をする。（同意書は説明会当日に配布）
- （5）事務局より運営上の都合以外で、出店場所の変更や交換は不可とする。

8. 出店業者決定後

- （1）必要料金は**令和8年9月11日(金)**までに指定口座へ入金すること。

※清掃料金（20,000円）はまつり会場にて回収とします。

振込はしないようお願い致します。**手数料は出店業者負担**とする。

●振込先：

名義：株式会社ケイライナー（カブシキガイシヤケイライナー）

琉球銀行 小禄支店 普通548918

- （2）既に払い込んだ料金は、次の場合を除き、いかなる理由があっても返納しない。
 - ・天候不良または災害等により、実行委員会がまつりを中止すると判断した場合
 - ・感染性の疾病（インフルエンザ等）の蔓延、または蔓延するおそれがあり、実行委員会がまつりを中止すると判断した場合※とちらも順延は含まない。

■ 出店概要

9. 設営・撤去および商品の搬入・搬出について

会場設営：9/17（木）15時～18時

9/18（金）10時～18時

商品搬入：9/19（土）11時～14時・9/20（日）11時～14時

会場撤去：9/20（日）イベント終了後

※車輛搬出は来場者が退場し安全が確認出来次第案内する。

許可なき車両の乗り入れは厳禁する。

（1）時間は遵守すること。

（2）会場内への乗り入れ車輛の「車輛通行・駐車許可証」は、テント出店の場合は2枚まで発行し、キッチンカー出店の場合は1枚まで発行をする。

※カラーコピー等の複製が確認できた場合は会場への乗入れを拒否する。

（3）来場者の安全を確保するため、下記の時間は車輛乗入れ禁止とする。

※9/19(土)・9/20(日) 14時～22時

日付	時間	内容	備考
9/17（木）	15:00	テント設営	
	18:00	作業終了	
9/18（金）	10:00	テント設営	※発電機の運転時間は昼以降で調整中
	18:00	作業終了	
9/19（土）	10:00	搬入開始	
	13:45	搬入終了・搬入車OUT	
	16:00	露店営業開始	車輛乗入れ禁止
	17:00	うるま市エイサーまつりスタート	
	21:00	営業終了	※音が出るような撤収作業はNGとなります。
	22:00	会場OUT	22時には発電機電源を強制的にきります。 時間までにまでには退場する事
9/20（日）	10:00	搬入開始	
	13:45	搬入終了・搬入車OUT	
	16:00	露店営業開始	車輛乗入れ禁止
	17:00	うるま市エイサーまつりスタート	
	21:00	営業終了・片付け開始	※音が出るような撤収作業はNGとなります。
	23:00	会場OUT	22時には発電機電源を強制的にきります。 時間までにまでには退場する事
9/21（月）	10:00	会場清掃（全出店者参加）	1店舗2名以上ご参加下さい。
	11:00	各店舗撤収作業	
	15:00	完全撤去	

最終的なスケジュールは出店説明会で配布を行います。

上記から変更をする場合があります。

10. ゴミの分別及び処理について

出店業者から出るゴミについては、主催者が定める方法により分別し、処分すること。
エコステーションの時間内にゴミを持ち込めない場合は、各自でゴミを持ち帰ること。

うるま市指定ゴミ袋は必ず出店者で用意をすること。

分別、処理方法に関しては出店説明会にて配布する資料を最終としルールを守って処理を行うこと。

11. 駐車場について

駐車できる台数はテント1店舗あたり2台、キッチンカーの場合1台までとする。

主催者が指定する場所以外の会場内及び会場周辺への駐車は禁止する。

12. 各店舗での防災組織体制

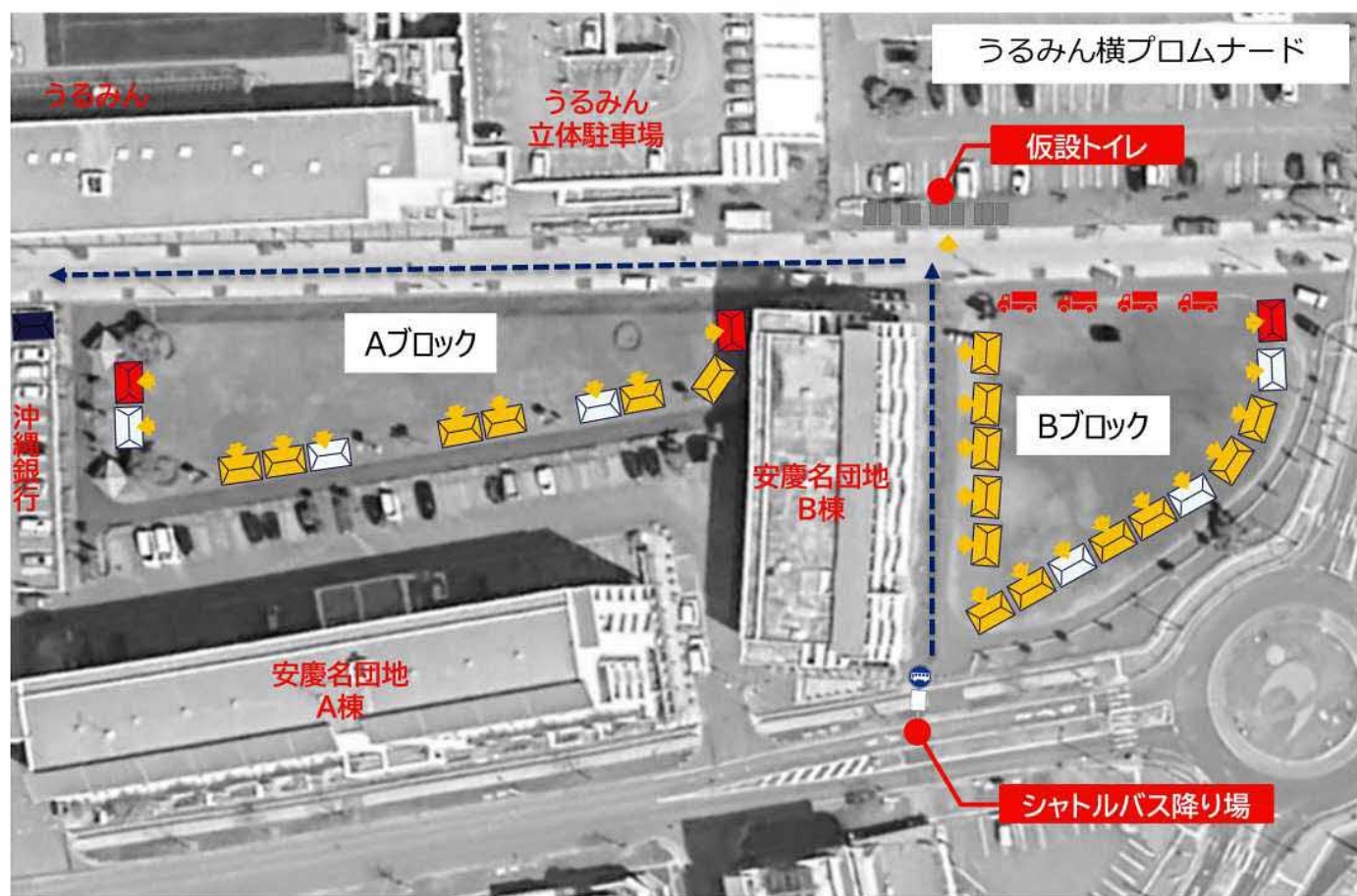
次の役割を事前に決めておくこと、①消防への連絡する者 ②消火器を取り扱う者

③避難誘導する者消火器、会場への火器類の使用制限、指導に関しては出店説明会で行う内容を最終とし、万が一の場合事務局、消防の指示に従い消火活動、避難誘導に勤めること。

13. 重要事項

- (1) まつりが中止または延期されたことにより出店業者が被った被害については、主催者は一切責任を負わない。
- (2) 会場となっているフィールド内（芝生）や設備を損傷させる行為は厳禁とする。
これに従わ損傷させた場合、主催者は当該損害の賠償を請求する。
- (3) この要綱に定めのない事項については、主催者の指示に従うこと。
- (4) 本要綱に違反した者は、次回からのうるま市エイサーまつりへの出店資格を失うものとする。
- (5) 各日の販売終了後に売上報告を出店事務局にすること。売上は実行委員会の今後の運営方針の参考値として使用いたします。

会場・出店レイアウト



出店エリア	飲食	的屋	キッチンカー
Aブロック	6	3	0
Bブロック	11	3	4
種別合計	17	6	4
出店数合計	27		

最終的なレイアウトは出店説明会にて決定します。

運営上の都合により出店数や出店位置が変更になる場合があります。